

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人河内奨学財団（以下「財団」という。）の役員等の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

2 役員等については、財団の理事、監事、評議員、奨学生選考委員をいう。

(報酬の決定)

第2条 役員等の報酬は別表に定める額とする。

(報酬の支給方法等)

第3条 報酬は、その役員等が指定する金融機関の口座への振込又は現金により支払う。

2 報酬は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、その残額を支給する。

(退職慰労金)

第4条 退職慰労金は、評議員、理事及び監事、奨学生選考委員が退職した場合に支給することができる。

2 退職慰労金の額は、10万円を上限として、就任期間等、職務内容等を勘案し、評議員会において決定する。

3 退職慰労金は、役員等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第176条第1項の規定により、職務上の義務に違反し又は職務を怠ったことにより解任された場合には、支給しない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成24年6月4日から施行する。

この規程は、平成30年3月5日から改定する。

この規程は、令和2年6月15日から改定する。

1 役員（常務理事）の月額報酬

役 職	報酬月額
常務理事	240,000円

※常務理事が会議等に出席した場合には、別途下記の出席報酬を支給する。

2 役員（理事・監事・評議員・選考委員）の報酬

役 職	年額報酬
理 事	80,000円
監 事	80,000円
評 議 員	80,000円
選考委員	80,000円

※役員（理事・監事・評議員・選考委員）が会議等に出席した場合には、別途下記の出席報酬を支給する。

3 出席報酬

役 職	会議等	作業を伴うもの	
理 事	50,000円	70,000円	
監 事	50,000円	70,000円	
評 議 員	50,000円	—	
選考委員	50,000円	70,000円	

※会議等とは、理事会・評議員会・奨学生選考委員会・その他の会議等をいう。

※作業を伴うものに関しては、1日の作業時間が概ね8時間以内のものとする。